

定例公安委員会開催状況

平成30年10月11日（木）

県議会9月定例会の開催状況について（総務部）

総務部長から、

県議会9月定例会の会期については9月18日開会、本日10月11日閉会までの24日間である。

本会議に上程された警察関係の審査議案は「第114号議案平成30年度静岡県一般会計補正予算」、既報のブロック塀の改修及び警備対策資機材の購入に係る費用である。

本会議の質問について、9月21日から28日までの5日間開催され、警察関係では、

○ 代表質問

- ・ 自民改革会議（以下「自改」）河原崎聖県議
県警の運営に対する警察本部長の所信について
- ・ ふじのくに県民クラブ阿部卓也県議
中山間地における警察装備及び警察力の強化について
- ・ 公明党静岡県議団高田好浩県議
民間の力を活用した防犯活動について

○ 一般質問

- ・ 自改多家一彦県議
防犯カメラの整備促進について

であった。

文教警察委員会（所管事項審査）について、開催日は10月2日から4日の3日間であり、警察審査は3日に行い終了後に採決が行われた。

主な質問項目は、「補正予算における伸縮式車両阻止柵について」、「防犯カメラの設置方法について」、「台風24号での信号機被害と復旧状況」、「女性職員の幹部登用について」、「外国人犯罪」、「山岳遭難事故及び水難事故の発生状況」、「ドローンの運用に係る民間との連携」であった。

閉会日である本日の本会議において文教警察委員会委員長から審査状況の報告がなされ、採決される予定となっている。

旨の報告を受けた。

平成30年静岡県知事表彰（治安維持功労）受賞者の決定について （警務部）

首席監察官から、

平成30年静岡県知事表彰（治安維持功労）受賞者について、

警察官は 湖西警察署 警部補 60歳

一般協力者は 静岡南警察署 少年補導委員連絡会会長 71歳

と決定した。

表彰式は、11月3日に県庁西館4階第一会議室において、受賞者及び配偶者のほか、
県知事、教育長、警察本部長等が出席して行われる。

旨の報告を受けた。

特殊詐欺対策に係るトビラシステムズ株式会社との覚書締結に ついて（生活安全部）

生活安全部長から、

県警察本部とトビラシステムズ株式会社の相互理解による協力関係を構築し、迷惑
電話防止サービス及び迷惑メール防止サービスの活用により特殊詐欺の被害防止対策
を推進することを目的として覚書を締結する。

締結者は本職及びトビラシステムズ株式会社代表取締役明田篤氏である。

覚書の内容は、

- 協力企業管理に係る迷惑電話防止サービス及び迷惑メール防止サービスのデー
タベース活用
- 警察が入手したサギ電話番号等に関する情報提供
- 協力企業から警察に対するサービス運用状況についての資料提供

である。

締結式は、10月16日午後2時から県警察本部分館（静岡中央警察署）6階生活安
全部会議室において、警察側から本職のほか刑事部参事官兼生活安全部参事官（特殊
詐欺総合対策班司令塔）等、トビラシステムズ株式会社側から代表取締役及び取締役
副社長が出席して行われる。

旨の報告を受けた。

- ◇ 委員から、「関所作戦の進捗状況は。また電話機に迷惑電話防止機能をつけたい場合
はどうすればいいのか。」との質問があり、生活安全部長が、「関所作戦について、様々
な啓発活動のほかに、迷惑電話防止装置の普及を各市町に働き掛けたことにより、ま
とまった台数を購入して希望者に貸し出す、あるいは購入時の助成をする自治体があ
る。電話機に迷惑電話防止機能をつけたい場合は、迷惑電話チェッカーを購入し接続
していただく。」旨説明した。

人身安全関連事案に対処する捜査員を対象とした短期派遣研修の受入れについて（生活安全部）

生活安全部長から、

警察庁の実施計画に基づき、県外の人身安全関連事案に対処する捜査員を研修生として受け入れ、知見・経験を深め、あらゆる事態に的確に対処できる力を養うとともに都道府県警察間における連携強化を図ることを目的に、捜査員の短期派遣研修を受入れる。

研修期間は10月15日から10月26日までの12日間、研修生は青森県警察本部生活安全部生活安全企画課の警部補（47歳、男性）及び沖縄県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課の巡査部長（42歳、男性）である。

研修内容は「本部対処体制における指揮命令要領」及び「現場支援要領」となる。

研修は本県警察のほか、警視庁、愛知県警察及び兵庫県警察の4都県で受入れを行う。

旨の報告を受けた。

台風第24号の接近に伴う被害状況について（警備部）

警備部長から、

本年9月21日に発生した台風第24号は強い勢力を維持したまま本県に上陸し、西部地域を中心に非常に強い風が吹き荒れ、複数の人的被害や住家の損壊、倒木、大規模な停電等の被害を発生させた。

10月3日現在の被害状況について、人的被害は重傷2人、軽傷26人、住家被害は一部損壊18件、その他被害として道路損壊91件、公共建物51件、非住家35件であった。

その他、電柱の損壊、電線の切断、飛散物が絡まる等の被害が多発したため、西部地域を中心に大規模な停電が発生し、一時約70万戸が停電した。また、高潮に関しては各地で海面の上昇は認められたが、浸水被害の発生には至らなかった。

旨の報告を受けた。

台風第24号の接近に伴う交通警察業務への影響について（交通部）

交通部長から、

信号機の滅灯について、ピークは10月1日午前10時の時点で、県内に設置されている信号機6,872基の約3割にあたる2,051基が滅灯した。滅灯は西部方面に集中し、2,651基あるうち1,644基、全体の約6割が滅灯した。

信号機滅灯交差点における交通事故について、10月1日から3日までの間に、人身交通事故30件、物件交通事故57件の合計87件発生し、うち1件が重体交通事故であった。

警察官等による交通整理等の活動状況について、発動発電機等により復旧できない約200か所において、延べ約2,100人の警察官等が手信号による交通整理を実施した。

また、交通企画課において、交通事故の発生状況及び道路の規制状況等について報道機関へ情報提供するとともに交通情報板を活用し、道路利用者への注意喚起を図った。

安全施設の損壊等について、信号機の向き修正等約1,100件、道路標識の向き修正等約300件であった。

道路の通行止め状況について、高速道路は9月30日から10月1日にかけて、東名及び新東名とも一部区間の通行止めを行った。また、停電により、県西部方面の一部区間において、交通情報板及び速度規制可変標識が表示不能となった。一般道路は、10月1日午前11時の時点で27路線51区間が通行止めとなっている。

運転免許関係業務に与えた影響について、運転免許センター及び警察署における免許業務は平常どおり実施したが、停電となった指定自動車教習所14校において教習及び検定、高齢者講習・認知機能検査等一部の業務を休止したため1,121人が影響を受けた。

今後の対策等として、

- 緊急交通路のアクセス道路や緊急輸送路等の主要な交差点など、真に必要性の高い箇所において、比較的安価で柔軟に対応できる可搬式発動発電機の整備を更に進めていく
- 警察官、巡視員に対して、手信号による交通整理の実施要領や発動発電機の操作要領等の習熟
- ラジオや同報無線等各種広報媒体を利用した交通情報の提供を行い注意喚起を考えている。

旨の報告を受けた。

◇ 委員から、「信号機や道路標識は、どのくらいの風速まで耐えられるのか。」との質問があり、交通部長が「風速約40メートルを想定しているが、個別の信号機や道路標識の状況により異なる。」旨説明した。

平成30年秋の危険業務従事者叙勲伝達式の開催について（警務部）

首席監察官から、

本年11月5日午前10時から、県本部10階会議室において、平成30年秋の危険業務従事者叙勲伝達式を開催する。

伝達者は本部長、参列者は公安委員会委員長、陪席者は各部長等、受章者は瑞宝双光章24人、瑞宝単光章22人の合計46人となる。

受章者は、11月7日、皇居において拝謁の栄に浴す。旨の報告を受けた。